

長野県公文書審議会運営要領（案）

（ 令和2年9月 日 ）
審 議 会 決 定

（趣旨）

第1条 この要領は、長野県公文書審議会規則（令和2年長野県規則第17号）第4条の規定により、長野県公文書審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事録の作成）

第2条 審議の経過を明確にするため、議事録を作成する。

- 2 議事録は、委員の意見を聴いた後、会長の署名を経て確定する。
- 3 議事録は、長野県のホームページで公表する。この場合において、公開せずに行った手続等については、議事録に代えて、会長の確認を受けた議事要旨を公表する。

（会議の傍聴）

第3条 審議会の会議の傍聴の手続は、次のとおりとする。

- (1) 傍聴を希望する者は、会場受付でその旨を伝えた後、傍聴席に着くものとする。
- (2) 傍聴を希望する者の数が傍聴席の数を超える場合は、受付順により傍聴者を決定する。
- 2 傍聴者は、静粛に傍聴するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 会議の内容への意向の表明その他の会議の支障となる行為をしないこと。
 - (2) 撮影又は録音を行う場合は、事前に会長の許可を得ること。
 - (3) 会議の運営に関する会長の指示に従うこと。
- 3 会長は、傍聴者が前項の規定に反すると認めるときは、傍聴を認めないことができる。

（その他）

第4条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。